

伊丹市住民票の写し等 本人通知制度のご案内

平成 27（2015）年 6 月 10 日から開始します

個人情報を不正取得
から守ろう！

本人通知制度って？

なくそう身元調査！



伊丹市
itami

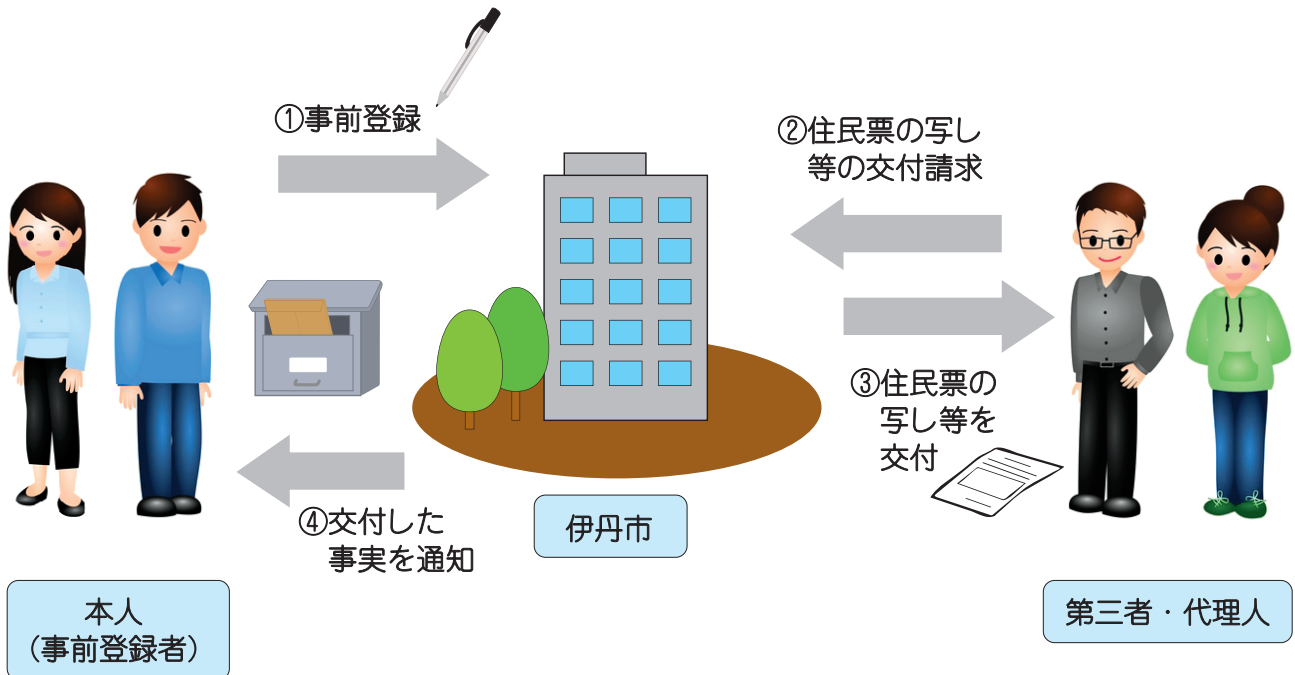
1. 本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本・抄本等を本人以外の第三者等に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

伊丹市では、住民票の写し等の不正取得の防止を図ることなどを目的としてこの制度を実施します（この制度は、交付した事実をお知らせする制度で、第三者等からの交付請求を拒否したり、交付の可否を登録した人に確認したりする制度ではありません）。

【本人通知制度の流れ】

本人通知制度を利用するためには、事前登録が必要です。



①事前登録の申出

通知を希望する方は、市役所に事前登録の申出を行う。

②第三者等が登録者の住民票の写し等を交付請求

③第三者等に登録者の住民票の写し等を交付

④登録者への通知

市役所が、住民票の写し等を第三者等に交付したことを登録者本人に通知する。

※本リーフレットでは、「住民票の写し等」とは、住民票の写し、住民票記載事項証明書（本市定型様式に限る）、戸籍謄本・抄本（戸籍全部事項証明・個人事項証明）、戸籍記載事項証明書、戸籍の附票の写しをいいます。これらは、消除又は除かれたものを含みます。

2. 登録手続きについて



①登録できる方

伊丹市の住民基本台帳に記載されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む。外国人市民も含む）

または伊丹市の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む）

（注）ただし、死亡した方、失そう宣告を受けた方は登録できません。

②登録受付場所

市役所市民課・各支所分室・くらしのプラザ・人権啓発センター

（病気や障がい等やむを得ない理由がある場合は、郵便による申請も可能です。その場合は、診断書等の理由を証明する書類も同封してください。）

戸籍が伊丹市にない場合は、本籍地のある市区町村へご確認ください。

③登録に必要な書類

- ・ 事前登録申出書（市役所等にあります。ホームページからもダウンロードできます。） 6頁参照
- ・ 本人通知制度に関する承諾書（〃） 6頁参照
- ・ 申出者または代理人の本人確認資料（有効期間内の運転免許証・住基カード（顔写真が添付されているもの）・パスポート等。その他は市役所におたずねください。）
- ・ 代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類（委任状等） 7頁参照

④登録の有効期間

本人通知登録の有効期間は、登録してから5年間です。なお、有効期間の満了が近づきましたら、お知らせいたしますので、継続を希望される方は更新手続きをしてください。

3. 通知の対象となる証明書および申請

①通知の対象となる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 住民票記載事項証明書（本市定型様式に限る）
- ・ 戸籍謄本・抄本（戸籍全部事項証明・個人事項証明）
- ・ 戸籍記載事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し

※ 消除又は除かれたものを含みます。ただし、広域交付住民票や自動交付機など本人しか申請できない方法で取得された証明は含みません。

②通知の対象となる請求

- ・ 本人等の代理人からの請求
- ・ 第三者からの請求

※「本人等」とは住民票の写しにおいては「本人又は本人と同一世帯に属する者」、戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載されている者、又はその配偶者、直系尊属・卑属」をいいます。

※「第三者」とは本人等以外の個人、法人及び特定事務受任者（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）をいいます。

※国や地方公共団体からの申請及び市長が特別の理由によると認めた請求は除きます。

4. 本人通知の内容と個人情報開示請求

①通知内容

- ・ 交付年月日
- ・ 証明書の種別
- ・ 請求者の種別

※請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

②個人情報開示請求

通知のあった交付申請について、伊丹市個人情報保護条例に基づき、市総務課において交付請求書の開示請求を行うことができます。

ただし、開示される内容は伊丹市個人情報保護条例の規定の範囲内となり、法人の名称や特定事務受任者の事務所名以外の第三者に関する個人情報については、原則、不開示となります。

住民票の写し等
を取得するために委
任状を書いた覚え
がない・・・

第三者が手
続きをして
いることに
心当たりが
ない・・・

通知内容に心当
たりがないとき
は、個人情報の
開示請求がで
きます。



5. その他

・ 登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、住民票が職権消除された場合、証明書の保存年限が経過した場合等は登録を抹消します。

・ 住所異動等により登録した内容に変更が生じた場合は、住民票の住所異動届とは別に、本制度の変更届が必要となります。変更届を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を抹消します。

個人情報 を不正取得から守ろう

(1) 本人以外の第三者による住民票の写し等の請求について

平成20（2008）年に住民基本台帳法及び戸籍法が改正され、「誰でも住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の交付請求ができる」という制度が見直され、第三者が住民票の写しや戸籍謄本・抄本等を請求できる場合が制限されました。

現在、本人以外の第三者は、次のような正当な理由がある場合に住民票の写し等を請求することができます。

- ①自己の権利行使や義務履行のために住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の内容の確認が必要な場合
- ②国や地方公共団体に提出する必要がある場合
- ③その他正当な理由がある場合

また、特定事務受任者も、受任している事務の遂行に必要な場合は、各士業界が発行している職務上請求用紙により住民票の写し等を請求することができます。

これらの請求については、請求者の本人確認や請求理由の確認を行うほか、請求理由を疎明する資料の提示を求めること等により、適切な取り扱いを行っています。

しかし！

(2) 不正取得について

正当な理由に基づいて住民票の写し等が請求、取得されている一方で、偽り、その他不正な手段により本人の知らない間に第三者等によって住民票の写し等が不正に請求、取得される事件が起きています。兵庫県内でも「不正取得事件」が発覚しており、決して遠いところで起きている問題ではありません。

不正な目的で身元調査を依頼したり、引き受けたりすることは、犯罪です。



(3) 個人情報大切です！

住民票の写しや戸籍謄本・抄本等には、個人の重要な情報（氏名や住所、生年月日、本籍地、婚姻したこと、離婚したこと等）が記載されています。

個人情報の保護に関する法律第2条によると、個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と定められています。



住民票の写し等が不正に取得された場合、売買されたり、結婚や就職等に際して行われる身元調査に悪用されたりすることが考えられます。

ストーカーといった犯罪に悪用されることも考えられます。

身元調査を目的とする不正請求の背景には、差別意識や偏見が挙げられます。
身元調査を依頼したいという人、その依頼を受ける人がいるという現実があります。

本市が平成21（2009）年に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること」の問いに、「特に気にしない」（22.5％）とする回答より割合は低いものの、「相手の国籍や出身、家柄」を気にするという回答がそれぞれ10％～16％ありました。

人権尊重の理念を普及する人権教育・啓発とあわせて、個別の人権問題に関しての救済・支援等を進めるための制度づくりが求められています。

！ 出身や国籍、家柄といったことを理由にその人を差別することは許されません。

本人通知制度は不正請求を抑止する効果があります。

自分の個人情報は自分で守りましょう。

本市は、住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ること等を目的として平成27（2015）年6月から本人通知制度を導入します。

本人通知制度の趣旨・内容をご理解いただき、ぜひご登録ください。

【参考 事前登録申出書等の書き方について】

※実物の様式はA4サイズです

①事前登録申出書

通知を希望する
方の氏名等を記
入ください。

代理人が申し出
る場合は、この
欄に代理人の方
の氏名等を記入
ください。

様式第1号（第4条関係）

伊丹市本人通知制度事前登録申出書

伊丹市長あて
伊丹市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を
申し出ます。

※本欄内を記入してください。

通知を希望する方の氏 名（住民票の写し等に記 載のある者）	フリガナ	年 月 日
生年月日	年 月 日	性別 男 ・ 女
住民登録地	〒 ー	
本 籍	伊丹市	筆頭者
通 居 先	自宅	携帯

代理人が申し出る場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年後見人 3 任意代理人
氏 名	フリガナ
生年月日	年 月 日 性別 男 ・ 女
住 所	〒 ー
通 居 先	自宅 携帯

※各欄に必要な事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。

※次の書類を提出または提示してください。

- ・本人であることを証明する書類（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）
- ・代理人であるときは、その資格を証明する書類（委任状等）
- ・市外居住者の場合は、現在のご住所の住民票（申出する日前30日以内に作成されたもの）。

※郵送で申出する場合の提出は、上記の身分証明をコピーしたもので構いません。ただし、市外居住者の住民票・委任状に限り、原本が必要です。

※登録者名簿への登録日は、登録・申出を受理した日となります。

（注）通知によって第三者等の住所、氏名等の個人情報は通知できません。

次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認事項	備考
		☐ 本人 ☐ 未成年者 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 異動（通知口）

②本人通知制度に関する承諾書

内容を確認して、
✓チェックを入
れてください。

申出者の署名が必要です。
代理人が申請する場合は、
代理人による申出者氏名
の記入と代理人の署名が
必要です。

様式第2号（第4条関係）

本人通知制度に関する承諾書

本日交付いたしました本人通知制度は、個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的として、住民票や戸籍等
の証明を第三者等に交付したとき、事前に申出した方に交付した旨を通知するものです。

この制度については、次の通りの取扱となります。ご了承ください。

□送付先
交付通知書は住民登録地に転送不可致の本人宛で送付いたします。（なりすまし防止のため。）ただし、除かれた
戸籍や除かれた戸籍関係に關して事案申出を行ってゐる方で当市の保有情報で現在住所がわからない方につい
ては、申出時の住民登録地に送付いたします。

□通知内容と通知対象外の請求
交付通知書は第三者等に交付した事実について通知しますが、第三者等の住所、氏名等の個人情報は通知できま
せん。また、次の請求の場合、通知いたしません。

- ・本人等の申請、
- ・公用請求（裁判所・警察・地方公共団体等）、
- ・自費交付機やコンビニ交付、広域交付住民票など、本人でないた
取得できない手段による証明請求。

□変更届について
氏名・住所・本籍・筆頭者等に変更があった場合は、必ず変更届を出してください。変更届がなかった場合、通
知が到着しない場合があります。

□削除による登録抹消事例
次のような場合は、自動的に本人通知制度の登録名簿から抹消します。

- ・申出者が死亡・失踪宣告・戦後失踪によって除籍になった場合
- ・変更申請があったにもかかわらず変更届がなかったために郵便物が「差元不明」で返送された場合で、調査
又は通知の再送により居住不明であるとわかった場合。
- ・事前登録した対象者が保存年限を経過した場合。
- ・その他市長の判断により、事前登録が適さない状況であると認めた場合。

□有効期限について
この申し出の有効期限は5年です。原票経過時に期間満了のお知らせを送付しますので、引き続き事前登録を
希望の方は、申し出てください。

上記の内容について、了解いたしました。

年 月 日

申出者
代理人

＜問合せ先＞
伊丹市役所 市民課
〒664-8501
兵庫県伊丹市千層1丁目1番地
(072) 754-8038 市民課直通

③委任状（本人通知制度の事前登録申出を委任するための委任状）

- ・事前登録申出を代理人に委任する場合は、委任状が必要です。
- ・委任状は任意の様式で結構です。
右の委任状は参考として掲載しています。
- ・必要事項に記入漏れがある場合は、登録申出を受付することができない可能性があります。
- ・委任状は、本人の直筆が原則です。
- ・署名できない場合は、意思確認のために印鑑の横に母音を押してください。

これは見本です。

委 任 状

平成 年 月 日

伊丹市長 宛

委 任 者

住 所： _____

氏名（直筆）： _____ 印

生 年 月 日： _____

私は、下記の者を代理人と定め
「本人通知制度の事前登録申出（または変更）」
の権限を委任します。

代 理 人

住 所： _____

氏名： _____

生 年 月 日： _____

※下記の本人確認資料を忘れずにご持参ください。

本人確認資料（申出者または代理人）

- ・有効期間内の運転免許証、マイナンバーカード（顔写真が添付されているもの）、パスポート等
- ・代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類（委任状等）

【登録手続きに関する問い合わせ】

市民自治部 市民サービス室 市民課 電話番号 072-784-8038

【個人情報開示請求に関する問い合わせ】

総務部 総務室 総務課 電話番号 072-784-8015

【発行】市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課 電話番号072-784-8077

27 市 107-2-002 A4

この印刷物は、5,000部作成し、印刷経費は1部あたり32円です。